

平成 23 年度七ヶ浜中学校建設基本・実施設計業務委託

プロポーザル方式実施要領

平成 23 年 12 月 1 日

宮城県七ヶ浜町

「平成 23 年度七ヶ浜中学校建設基本・実施設計業務」のプロポーザル方式による技術提案書提出に係る詳細は下記のとおりとします。

1 プロポーザル方式による実施の趣旨

個性的な七つの浜となだらかな丘陵地帯。大都市近郊として高い利便性を享受しながら、多様な自然が満喫できる七ヶ浜町は、急激な都市化が進んだ仙台圏において豊かな生活環境が用意されている数少ない場所です。しかしながら、そうした町も今回の大震災によって計り知れないダメージを受け、多くの尊い命が失われました。

発災から約 9 ヶ月がたち、がれきの撤去、仮設住宅への入居など、基本的な部分がよく整っては来ましたが、本来の意味での復興、つまり以前よりもっと素晴らしい場所にするための試みはまだ始まったばかりといえます。

本事業は、震災で大きく傷ついた七ヶ浜町七ヶ浜中学校を新たに建て替えるために設計者を選定する復旧事業の一環です。同時にこれは、そうした前提は守りながらも、前述のように大きな傷を受けたこの地域全体を安心して暮らせる場所として自ら再生する「創造的復興」のとりかかりとしての意味を持っています。

本事業をプロポーザル方式で行う理由は、大きく下の 4 つに集約できます。

- 1) 復興のために投入される貴重な資金を十二分に活用するため、優れた知恵を広く集めることが重要となります。
- 2) 七ヶ浜町が今後も豊かな地域として伸びていくためには、地域全体が安心して暮らせることが必要です。しかし、すべてをつくり変えることも現実的ではありません。環境全体を豊かにするためには、展開力のあるプロジェクトを丁寧のひとつひとつ実践していく積み重ねが求められているのです。
- 3) 今回の災害は多くの人々に物理的・精神的意味で大きな傷を残しましたが、こうした困難から立ち直るには、過去への畏敬と未来への希望の両者が重要です。こどものための環境をつくる今回の事業は、未来を担う生徒の発達を支える豊かな環境づくりに資するものでなければなりません。
- 4) 今回の災害を乗り越えるには、行政と町民がともに信頼して、大きな目標の

下、努力することが求められています。そのような、住民一人一人の発意を大切にするために、透明性が高く、参加をかきたてられる創造的な事業が求められています。

このように、環境の可能性を読み解き、住民との対話を重ねながら丁寧に設計を行ってくれる優れたパートナーが必要とされているのです。そういった背景に基づいて七ヶ浜町では、基本設計及び実施設計業務委託プロポーザル方式に基づいて、設計能力や復興にける意思を公正に評価し、真摯な働きを通じて困難を乗り越りうる適切な設計者を選定します。

2 プロポーザルの概要

- (1) 名称 平成 23年度七ヶ浜中学校建設基本・実施設計業務委託プロポーザル
- (2) 委託業務の概要
 - ア 七ヶ浜中学校、亦楽小学校を含むエリアの基本構想
 - イ 七ヶ浜中学校の新築における基本設計及び実施設計業務等
(関連するワークショップ等を含む)
- (3) 提案内容
 - ア 七ヶ浜中学校+亦楽小学校を建て替えた小中併設校、地域開放施設、エリアの外構
計画延床面積 約 8500平方メートル
設計条件は、必要諸室面積表のとおり
 - イ 基本計画
七ヶ浜中学校 延べ面積 4300㎡ (必要面積) ~5500㎡ (推奨面積上限)
設計条件は中学校設計条件仕様書、必要諸室面積表のとおり
- (4) 選考方法
審査は、一次審査及び二次審査の2段階形式で行う。
- (5) スケジュール
 - ア 募集要項発表 平成 23年 12月 1日 (木)
 - イ 質問受付 平成 23年 12月 1日 (木) ~12月 16日 (金) 午後 3時
 - ウ 質問回答 平成 23年 12月 20日 (火)
 - エ 技術提案書提出期限 平成 24年 1月 9日 (月) 午後 5時
 - オ 技術提案書一部公表 平成 24年 1月 11日 (水) ~1月 20日 (金)
 - カ 一次審査 平成 24年 1月 11日 (水)
 - キ コンペティティブ・ダイアログ 平成 24年 1月 13日 (金)
 - ク 二次審査 (公開プレゼンテーション) 平成 24年 2月 5日 (日)
 - ケ 審査結果発表 平成平成 24年 2月 7日 (火)
 - コ 七ヶ浜町の競争入札資格を有しない者の登録期限 平成23年 12月 16日 (金)

主催者及び事務局

ア 主催者 宮城県七ヶ浜町
イ 事務局 七ヶ浜町役場内 教育総務課
宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺 5-1
電話番号 022-357-7440/ファックス 022-357-1331

(6) ウェブサイト

本プロポーザルのウェブサイトを経営する宮城県七ヶ浜町ウェブサイト内に設けます。
募集配布後における事務局からの連絡事項は、ウェブサイトに掲載します。
<http://www.shichigahama.com/>

3 提案手続き

(1) プロポーザル提案資格

プロポーザル技術提案書を提出できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- A) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に定める一級建築士の資格を有し、本業務の総括責任者として従事するもの。
- B) 本業務契約時までに、応募者が所属又は代表する企業が建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所登録をしているもの。
- C) 平成23・24年度における七ヶ浜町の競争入札資格において「建築関係建設コンサルタント業務」の承認を受けた者。資格を有しない場合は、今回の業務においてのみ、参加資格の申請を受け付ける。（「七ヶ浜町ホームページ」→「入札契約」をご覧ください。※12月16日（金）迄）
- D) 1250平方メートル以上の建築について、主任技術者として基本設計から実施設計までプロセス全体に関わった実績があるもの。
- E) 指名停止を受けた期間中でないこと。
- F) 自治令第167条の4の規定に該当しないこと。
- G) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていないこと。
- H) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- I) 七ヶ浜町暴力団等排除措置要綱（平成20年七ヶ浜町告示63号）別表の措置要件のいずれかに該当する者でないこと。

(2) プロポーザル提案に対する制限

- A) 提案1者につき、登録及び提案は1つとし、提案者が所属又は代表する企業からの重複参加は認められません。
- B) 評価委員及び評価委員自らが経営又は役員、顧問を務める営利団体に所属する者は応募できません。
- C) 評価委員が大学に所属する場合においては、その評価委員が主宰しているゼミまたは研究室に現に所属する者(秘書、助手、助教も含む)は応募できません。
- D) 提案者は、構造、設備、その他専門家と共同提案若しくは協力者として提案することができます。この場合の共同提案者及び協力者は、提案資格者であることを要しません。また、重複参加も認められます。
- E) 提案者は、他の応募者の共同提案者及び協力者にはなれません。

(3) 質問書

実施要領等の内容について疑義を生じた場合は、次により質問を受け付けます。質問に対する回答は、12月20日に七ヶ浜町ウェブサイトにて公表予定。

a) 受付期間

平成 23年 12月 1日～12月 16日 午後 3時まで

b) 提出方法

「仕様に対する質問書」(第1号様式)により作成のうえ、七ヶ浜町教育委員会へファックス(022-357-1331)により提出すること。(土曜・日曜・祝日を除く)

(4) 現地確認

現地説明会は開催しません。なお現地周辺を見学する場合は、周辺住民・他施設利用者に迷惑をかけないように十分注意してください。

(5)技術提案書提出の期限、場所及び方法等

a)提出期限

平成 24年 1月 9日 午後 5時まで（土曜・日曜・祝日を除く）

b)提出場所

- ・ 〒985-8577 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺 5-1
- ・ 七ヶ浜町教育委員会 教育総務課 (役場 3階)
- ・ 電話番号 022-357-7440/ファックス 022-357-1331

c)提出方法

持参又は郵送のいずれかの方法により提出する。（平成 24年 1月 9日 午後 5時）

(6)技術提案書の構成と提出部数

提出資料 A

- A) 技術提案書（第 2号様式）
- B) 総括責任者の資格及び業務実績（A4版、1枚程度）
- C) 実務実績の内容（A4版、2枚程度）
- D) 人員・協力事務所等配置計画（A4版、1枚程度）
- E) 実務実績を確認できるもの（契約書等の業務内容を確認できるものの写し、並びに予定する総括責任者の資格免許証の写し、若しくは証明できる書類の写し）

提出資料 B

下記イ、ロについて A3版、4枚にわかりやすくまとめること。

イ 基本構想

各施設が敷地内にどのように配置されているかをまとめる。構想であり、将来的に条件が変わることも予想されるので、概観を示す程度でよい。

ロ 基本計画

プロポーザル後の契約内容であり、建物の構成とその内容を具体的に提示する。

記述に当たっては、以下の A)～M)までの要点に配慮すること。

1: 安全性の確保がされる学校

- A) 学校施設の耐震化
- B) 非構造部材の耐震化

2: ゆとりある学習や生活・運動などができる学校

- C) 温かみと潤いのある空間
- D) 七ヶ浜の景観を生かした学校
- E) 特別支援教育の充実
- F) 少人数指導が展開できる教室
- G) 特別教室の充実
- H) 将来的な小中一貫校を見据えた校舎とそのスペースの確保

3: 地域の拠点としての学校

- I) 地域への開放可能な配置やゾーニング
- J) 地域防災拠点として、避難所機能を有する学校

4: 環境を考慮した学校（エコスクール）

- K) 採光、通風を確保し、省エネルギー対策を図る
- L) 再生可能エネルギー発電設備等の設置
- M) 既存施設の活用（体育館、武道場）

5: 創造的なプロセスによる学校づくり

- N) 学童、先生、地域が参加した設計プロセス

提出部数

- ・ 資料 A・B 各 15 部(紙・片面印刷)
- ・ 提出書類 B 電子のデータ (PDF形式)
※USBメモリもしくは CD-R・DVD-Rによる提出

注意事項

- ・ 技術提案書（第 2 号様式）の添付書類等には、設計事務所名やロゴマークその他提案者名を識別可能な表示をしないこと。
- ・ 技術提案書には提案内容を補完する写真、イラスト、スケッチ、イメージ図、模型写真が使用できます。
- ・ 文字は読みやすい大きさとしてください（9ポイント以上）。
- ・ 持参、郵送または宅配便で提出してください。送料は応募者負担とし、送料が受取人払いのものは受領できません。
- ・ 提出された資料は返却しません。
- ・ 提出された技術提案書の著作権は応募者等に帰属しますが、展示、複製の作成、ウェブサイトへの掲載、記録作成などプロポーザルに関する事務においては、主催者が使用することができるものとします。
- ・ 七ヶ浜町は、審査後、選定された者の提案内容に拘束されないこととします。
- ・ 費用は参加者の負担

(7)技術提案書の一部公表

技術提案書の提出資料 B について、生涯学習センターで公表します。(平成 24 年 1 月 6 日～平成 24 年 1 月 20 日) ただし、プロポーザル参加資格がないと認められた分については、公表いたしません。

3 審査方法

本業務については、8 名を評価委員※1 として、技術提案書の評価を行います。また、技術提案書の評価の過程に七ヶ浜町震災復興アドバイザー※2 も加えます。なお、評価委員による技術提案書の評価の結果について、七ヶ浜町指名委員会に報告し、技術提案書の評価の合計点が最上位である者を 1 者特定します。

1 評価委員

- ・ 小嶋 一浩 (建築家、横浜国立大学教授、アーキエイド実行委員会委員)
- ・ 五十嵐 太郎 (建築評論家、東北大学教授)
- ・ 柳沢 要 (建築計画学者、千葉大学准教授)
- ・ 松本 純一郎 (建築家、JIA 復興支援委員会委員長)
- ・ 鈴木 朝二 (七ヶ浜中学校校長)
- ・ 中津川 伸二 (七ヶ浜町教育委員会教育長)
- ・ 三浦 一郎 (七ヶ浜町建設課長)
- ・ 遠藤 眞理子 (亦楽小学校校長)

2 七ヶ浜町震災復興アドバイザー

- ・ 小野田泰明 (東北大学大学院工学研究科教授)
- ・ 佐々木 博明 (宮城教育大学教職大学院准教授、七中・給食センター建設検討委員会委員)

(1)一次審査(書類審査)

- ・ 一次審査会 平成 24 年 1 月 11 日(水)
- ・ 評価委員は、技術提案書に基づき 5 案程度に絞込みます。評価に際しては、七ヶ浜町震災復興アドバイザーに意見を求めることがあります。
- ・ 一次審査通過者は、文書により通知するほか、ウェブサイトに掲載します。

(2) コンペティティブ・ダイアログ(一次審査通過者との意見交換会)

- ・ 意見交換会 平成 24 年 1 月 13 日(金) 午後 1 時～午後 3 時(予定)
- ・ 審査場所 七ヶ浜町役場

- ・ 応募要綱や質疑応答として伝えにくい設計条件の背景などを詳細に説明することで、二次審査に向けての作業の参考情報を提供するとともに、発注者側が一次審査通過各案のコンセプトを理解し、それが適切に表出されるための助言等も行います。

(3)二次審査(公開ヒアリング)

- ・ 二次審査会 平成 24 年 2 月 5 日(日) 10 時～13 時(予定)
- ・ 審査場所 七ヶ浜町 生涯学習センター
- ・ 評価委員により、公開でヒアリングを実施します。
- ・ 二次審査対象者は、本業務（七ヶ浜中学校建設基本・実施設計）に係る見積書及び設計見込み期間を提出してください。
- ・ 1 提案者について、プレゼンテーション時間 10 分以内、質疑応答 15 分とします。
- ・ ヒアリング後、評価委員は各提案内容を審査します。評価委員は、七ヶ浜町震災復興アドバイザーに意見を求めることがあります。審査は非公開とします。
- ・ 二次審査結果は、七ヶ浜ウェブサイト公表します
- ・ プレゼンテーションは、パワーポイントなどパソコンで行うものとします。その内容は原則技術提案書に基づいたものとしますが、コンペティティブ・ダイアログに基づいた補足資料等については、その限りではありません。

(4)審査のポイント

以下の内容に配慮し、一次審査通過者及び最上位者を決定します。なお、評価点数の設定や評価内容については公表いたしません。ただし、最上位者に決定した方に対する総評や選定理由については、公表いたします。

- ・ 次世代を担う子どもたちの発達を支援する豊かな空間であること。
- ・ 安心して子育てできる環境の実現のため、保護者、運営者、地域の利用について十分に考えられていること。
- ・ 将来的な小中一貫校のビジョンが十分に考慮されていること。
- ・ 非常時には防災拠点としての機能も果たしうる地域に開かれた構成であること。
- ・ 復興のシンボルとして広く発信しうる空間構成や外観とすること。
- ・ 地球環境にやさしいサステナブルな環境であること。
- ・ 厳しい経済環境の下でも堅牢な社会資本を遅延なく実現しうる合理性の高い計画であること。

4 委託業務の概要

(1)業務名称

平成 23年度七ヶ浜中学校建設基本・実施設計業務

(2)業務概要

本業務において、実施する業務は、以下 A.B.C の設計業務とします。

- A) 七ヶ浜中学校建設基本設計
- B) 七ヶ浜中学校建設実施設計
- C) 七ヶ浜中学校建設工事監理 ※Cについては、本契約金額に含みません。

(3)履行期限

-
- A) 平成 24年 6月 1日 (予定)
 - B) 平成 25年 3月 31日 (予定) ※本契約の期限は平成 25年 5月 1日まで

(4)建設スケジュール(予定)

平成 24年 2月～6月の間	・住民とのワークショップ ・評価委員等に対するレビュー ・上記に基づく設計案の練り直し
平成 25年 1月	実施設計の終了
平成 25年 3月	本設計業務委託契約完了
平成 25年 4月	着工
平成 26年 9月	竣工予定
平成 26年 11月	供用開始

(4)発注者

宮城県七ヶ浜町

(5)設計委託業務の仕様

-
- A) 七ヶ浜中学校建設基本・実施設計業務委託特記仕様書
 - B) 七ヶ浜中学校設計条件仕様書
 - C) 七ヶ浜中学校敷地図
 - D) 七ヶ浜中学校地盤調査結果報告※

※設計委託者に対し提供